

令和8年度 障害福祉サービス事業者等 集団指導講習会（個別編）

児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援
障害児入所施設（福祉型／医療型）

こども性暴力防止法について①

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

目次

①

定義・安全確保措置
1

1. はじめに
2. 児童対象性暴力等とは
3. 不適切な行為とは
4. 児童対象性暴力等防止の措置
5. 日頃から講ずべき措置（未然防止措置）
6. 日頃から講ずべき措置（早期把握のために必要な措置）
7. 児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置（初期対応）
8. 児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置（調査）
9. 児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置（調査を踏まえた対応）
10. 各種ひな型・参考例

② 安全確保措置 2

③ 情報管理措置・監督等

1. はじめに

- 教育・保育等の現場における児童対象性暴力等を防止するために、「**こども性暴力防止法**」が令和8年12月25日に施行されます。
- 指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設の事業者は、従事者による**児童対象性暴力等を防止するための措置を講ずることが義務付けられています。（違反した場合、罰則があります）**
- 今回の集団指導講習では、法の施行までに事業者が対応しなければならぬ措置を中心に解説します。

2. 児童対象性暴力等とは

法律上の定義

- ① 教員性暴力等防止法第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等
- ② 高等専門学校第1学年から第3学年まで又は専修学校（高等課程）に在学する者に対して行われる児童生徒性暴力等に相当する行為

具体的には…

不同意性交	不同意わいせつ
わいせつ目的での面会要求・面会	性的な姿態を撮影した映像（自撮り）の要求
児童買春（周旋・勧誘も含む）	児童ポルノの所持・提供
のぞき	痴漢・盗撮
不快にさせる性的言動（セクシュアルハラスメント）	等

3. 不適切な行為とは

行為そのものは児童対象性暴力等ではないが、

- 業務上不必要な行為
- その行為が継続・発展することで**児童対象性暴力等につながり得るリスクがある行為**

例

- ・ 児童等とオンライン上（SNS、ゲーム等）で私的なやり取りを行う
- ・ 私物スマートフォンで児童等の写真や動画を撮影する
- ・ 休日に児童等と二人きりで会う
- ・ **不必要な**身体接触（おむつの中に手を入れて排せつを確認する等）を行う
- ・ 特定の児童等ばかり、理由なく担当しようとする 等

➡ ■ 公私の区別がつかなくなる

■ 児童等との適切な距離感が失われる

不適切な行為を改め、児童対象性暴力を未然に防ぐ措置が必要

4. 児童対象性暴力等防止の措置

事業者は次の事項を目的とした措置を講じる必要があります。

- 初犯を含め、従事者による児童対象性暴力等を未然に防止する。
- 日頃から児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかの把握をする。
- 児童対象性暴力等が疑われる場合には、児童等の保護・支援や更なる児童対象性暴力等を防止する。

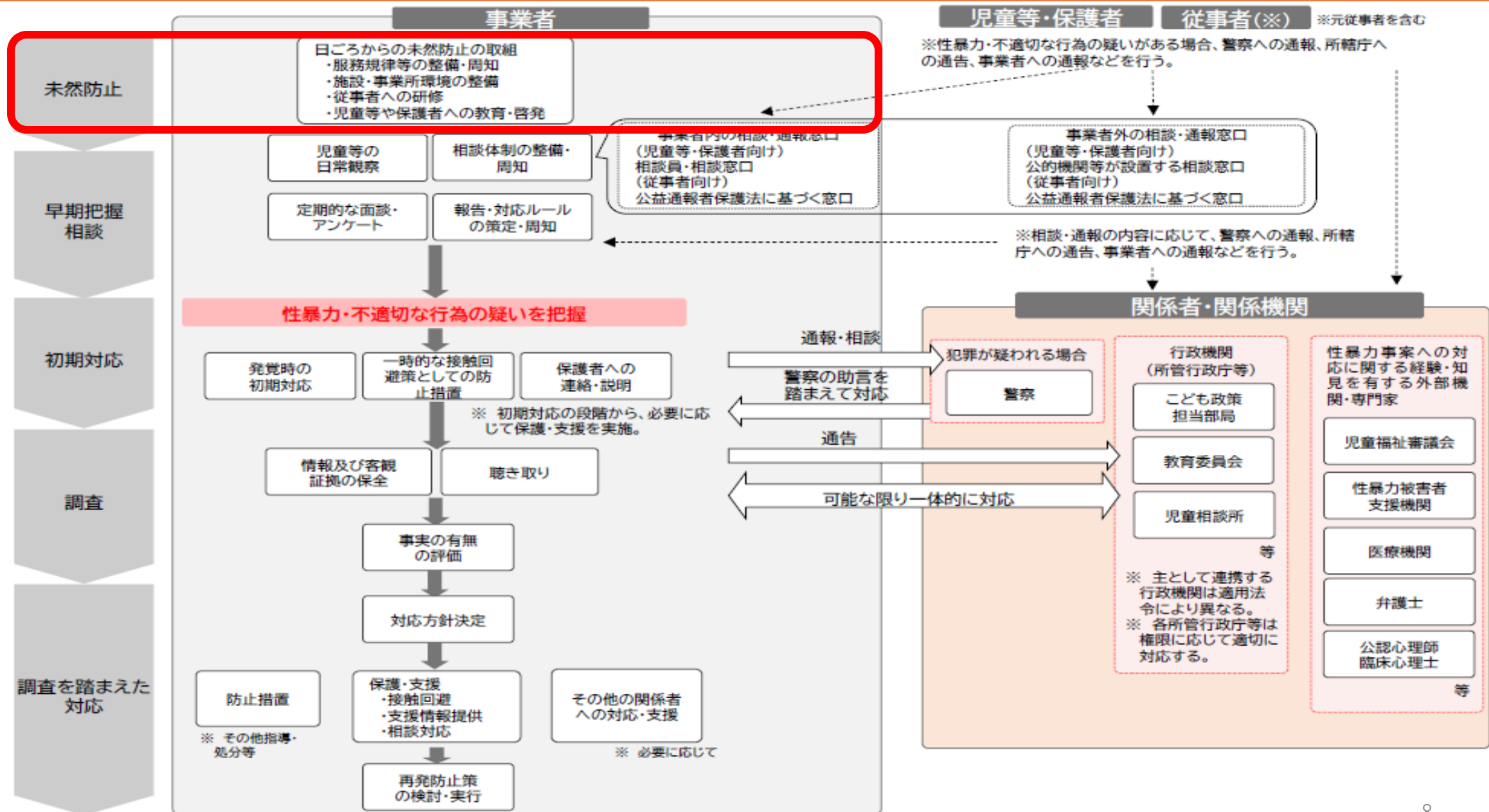
法が施行されるまでに、必要な措置を実施していくための体制づくりが重要

4. 児童対象性暴力等防止の措置

安全確保措置	①日頃から講ずべき措置	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発 ●性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等 ●児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等） ●研修
	②被害が疑われる場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●被害児童等の保護・支援 ●調査
	③児童対象性暴力等防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ●①～②を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、その防止のための措置実施。
	④特定性犯罪前科の有無の確認	<ul style="list-style-type: none"> ●児童等に接する業務の従事者は、雇用等の際に確認が必要 ●確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認
情報管理措置	特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪事実確認記録等の適正な管理 ●犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止 ●犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告 ●犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去 ●情報の秘密保持義務

こども性暴力防止法に基づく安全確保措置のフロー（全体像）

※こども性暴力防止法ガイドラインより

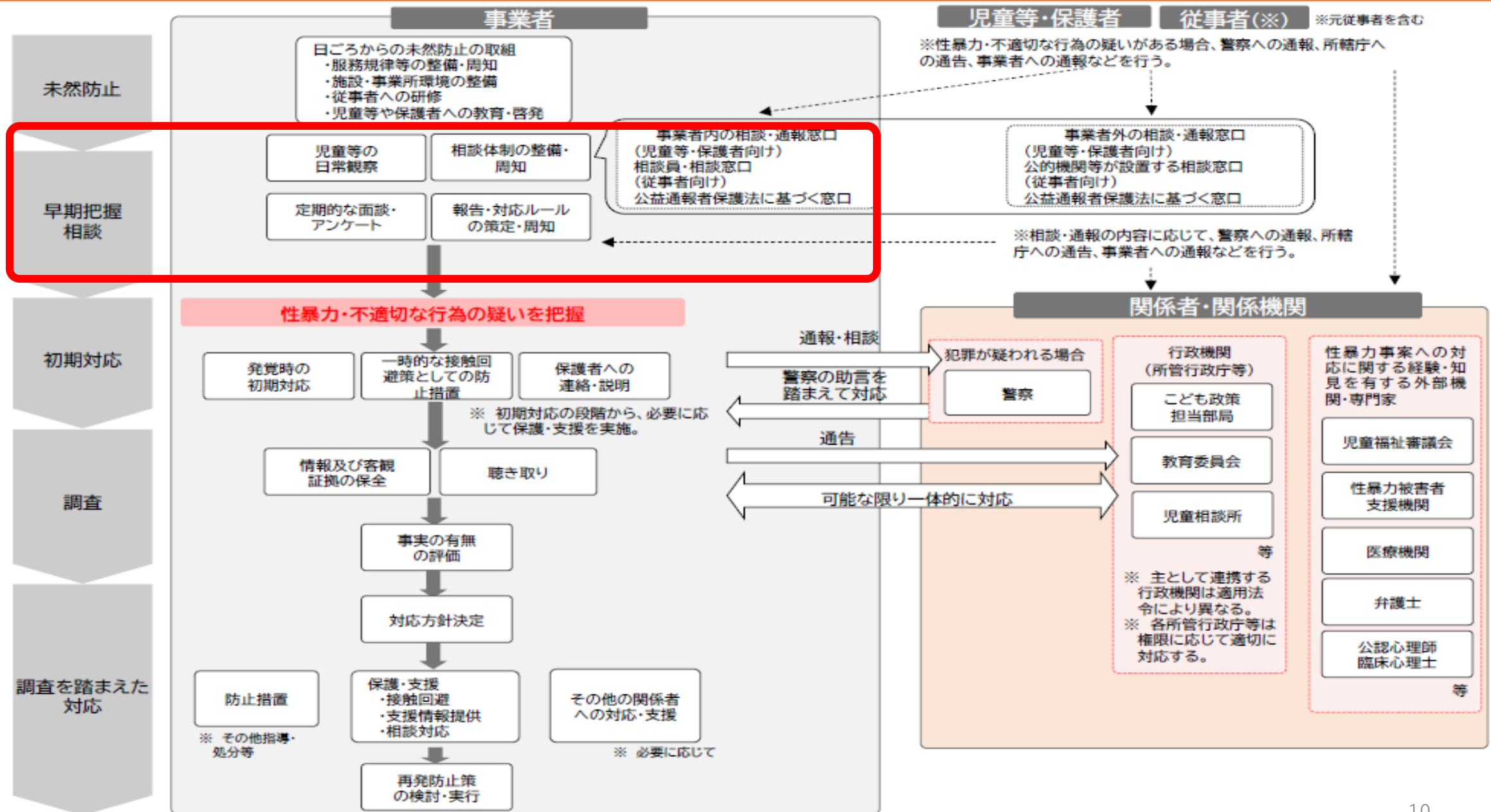


5. 日頃から講ずべき措置（未然防止措置）

<p>サービス規律等の 整備・周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の範囲 ・これらの行為を行ってはならない、行った者には厳正に対処すること <p>→<従事者> 内部規程（就業規則等）・マニュアル 等 <児童等・保護者>パンフレット・重要事項説明書 等</p>
<p>施設・事業所 環境の整備</p>	<p>施設等で複数の目が行き届くような体制を整備</p> <p><ハード面> 密室状態の回避・防犯カメラ・車内撮影できるドラレコ 等 児童対象性暴力等・「不適切な行為」抑止ポスター 等</p> <p><ソフト面> 巡回の実施・強化、複数の従事者による児童等の見守り 等</p>
<p>従事者への研修 (業務従事前。現職者 は法施行前に要実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童対象性暴力等が生じる要因、こどもの権利等 ・児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の範囲、その疑いの早期発見 ・相談、報告等を踏まえた対応 ・被害児童等の保護・支援 ・犯罪事実確認において対象業務従事者に求められる対応 等
<p>児童等や保護者 への教育・啓発</p>	<p><児童等> こどもの権利や性に係るルールを発達段階に応じ、繰り返し発信</p> <p><保護者> 法制度とそれに基づく取組。性暴力とは何か、児童等が被害にあった場合の対応等の知識。事案発生時の対応フローの事前周知 等</p> <p><児童等・保護者> 定期的なアンケート・面談 ⇒ 早期把握に繋がる。</p>

こども性暴力防止法に基づく安全確保措置のフロー（全体像）

※こども性暴力防止法ガイドラインより

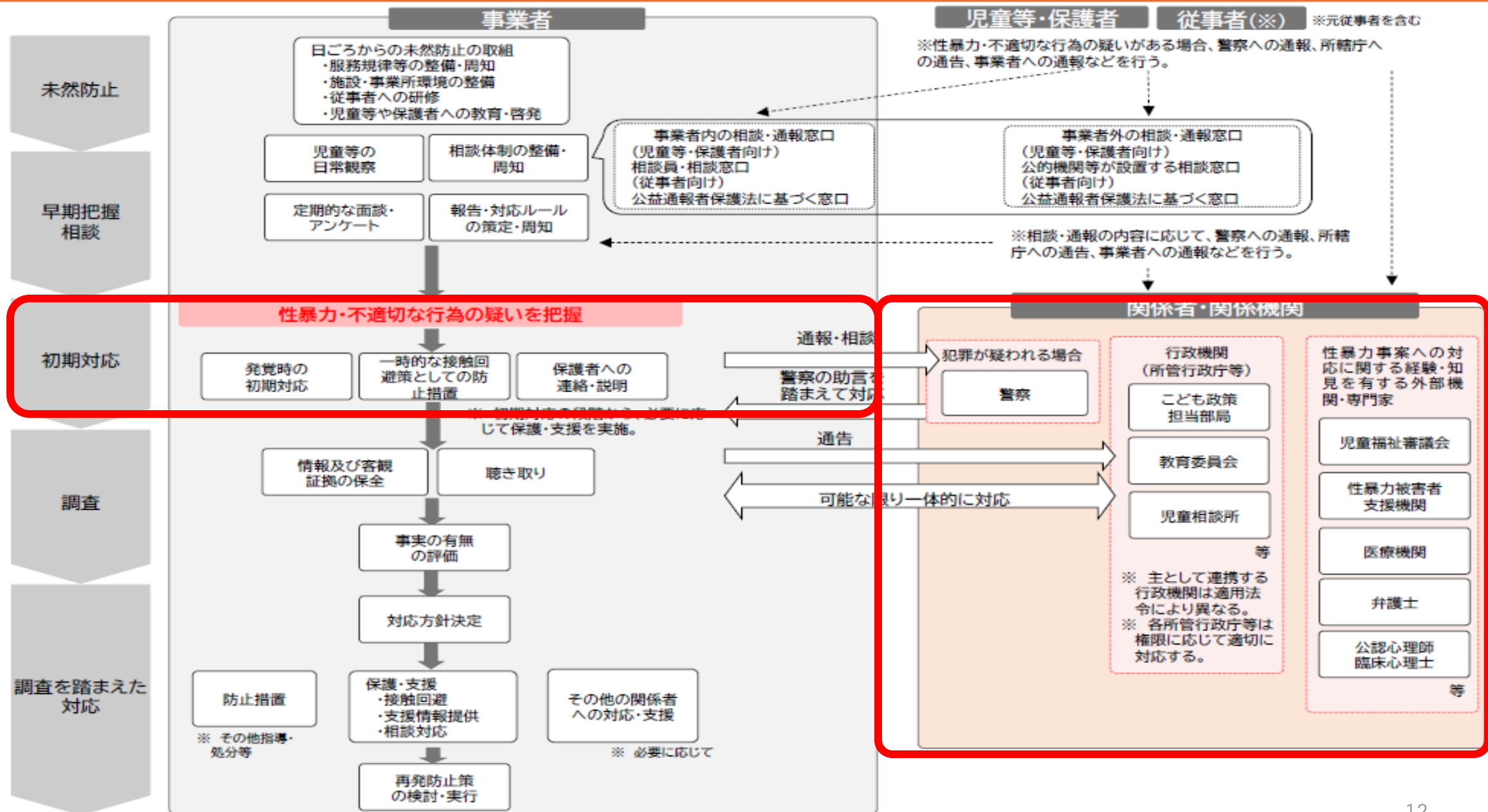


6. 日頃から講ずべき措置（早期把握のために必要な措置）

<p>児童等に対する 日常観察</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 児童等の心身・行動に変化がないか日常的に観察すること・ 可能な限り、複数名で観察すること・ 変化、違和感等を覚えた場合は、児童等に積極的に声掛け・ 従事者間、従事者と児童等の間で、気づきを共有しやすく、改善につなげやすい環境・雰囲気づくりを行うこと
<p>発達段階や特性に応じた児童等に対する定期的な面談・アンケート</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 障害児については、障害の種類や程度に応じ、アンケートの内容を理解し、回答しやすくする表現・方法の工夫（例：視覚障害者の場合は点字、知的障害者の場合はイラストの活用等）。・ 児童等本人が回答できるよう手助けする際、普段のケアの担当従事者からの性暴力を考慮し、通常は担当外の従事者が支援する等、工夫する。
<p>適切な報告・対応 ルールの策定・ 周知等</p>	<p><報告> 組織内の報告ルート（管理職等への報告、性暴力対応窓口への直接連絡等）を定め、匿名通報窓口の設定、従事者向けの外部通報窓口等の周知を行う。</p> <p><対応> 予め責任者を定め、チームで対応する。チーム構成員に児童対象性暴力の疑いがあった場合も機能する対応フローを準備。秘密厳守。相談・報告を行った児童等・従事者が不当な扱いを受けない仕組み作り。</p>

こども性暴力防止法に基づく安全確保措置のフロー（全体像）

※こども性暴力防止法ガイドラインより

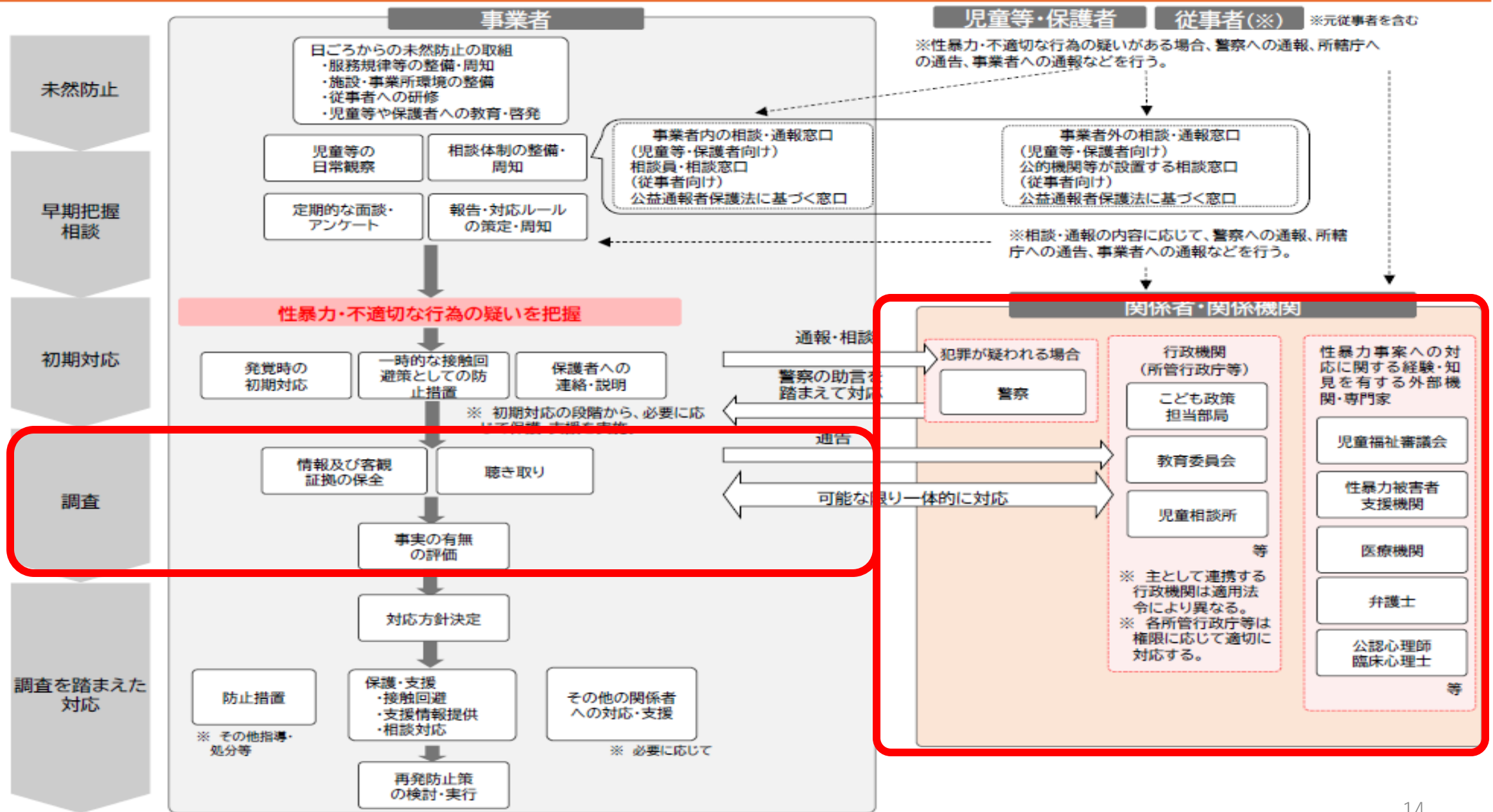


7. 児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置（初期対応）

<p>① 発覚時の初期対応</p>	<ul style="list-style-type: none">・些細な情報でも、真摯に受け止め、迅速に事実確認に移る。・児童等に積極的に問いかけたり、同じことを何度も話させない。児童等が主体的に話す内容のみ聴取。（二次被害・記憶の汚染防止）・原則、即日速やかに、管理者等に報告し、共有・対応する。
<p>② 一時的な接触回避策としての防止措置</p>	<ul style="list-style-type: none">・事実確認と並行して、被害拡大防止のため、加害が疑われる従事者を児童等と接触する環境から遠ざける。（自宅勤務・自宅待機等）・この段階ではまだ加害事実があると判明したわけではないため、あくまでも公正・中立な態度で対応を行う。
<p>③ 保護者への連絡・説明</p>	<ul style="list-style-type: none">・保護者以外から児童対象性暴力等の疑いを把握した場合、特段の事情がなければ、被害児童等の保護者に速やかにその情報を連絡する。・事実確認中で対応方針が未決定でも、その時点の把握している情報を随時丁寧に説明する。
<p>④ 関係機関等との連携</p>	<ul style="list-style-type: none">・犯罪であることが明らか、またはその疑いがある場合には、児童等への聴き取りは最低限とし、速やかに警察に通報又は相談を徹底する。・警察への相談等と並行し、児童対象性暴力等の疑いを把握した際には、早期から所管行政庁等の行政機関に相談し、弁護士等への相談も検討。

こども性暴力防止法に基づく安全確保措置のフロー（全体像）

※こども性暴力防止法ガイドラインより

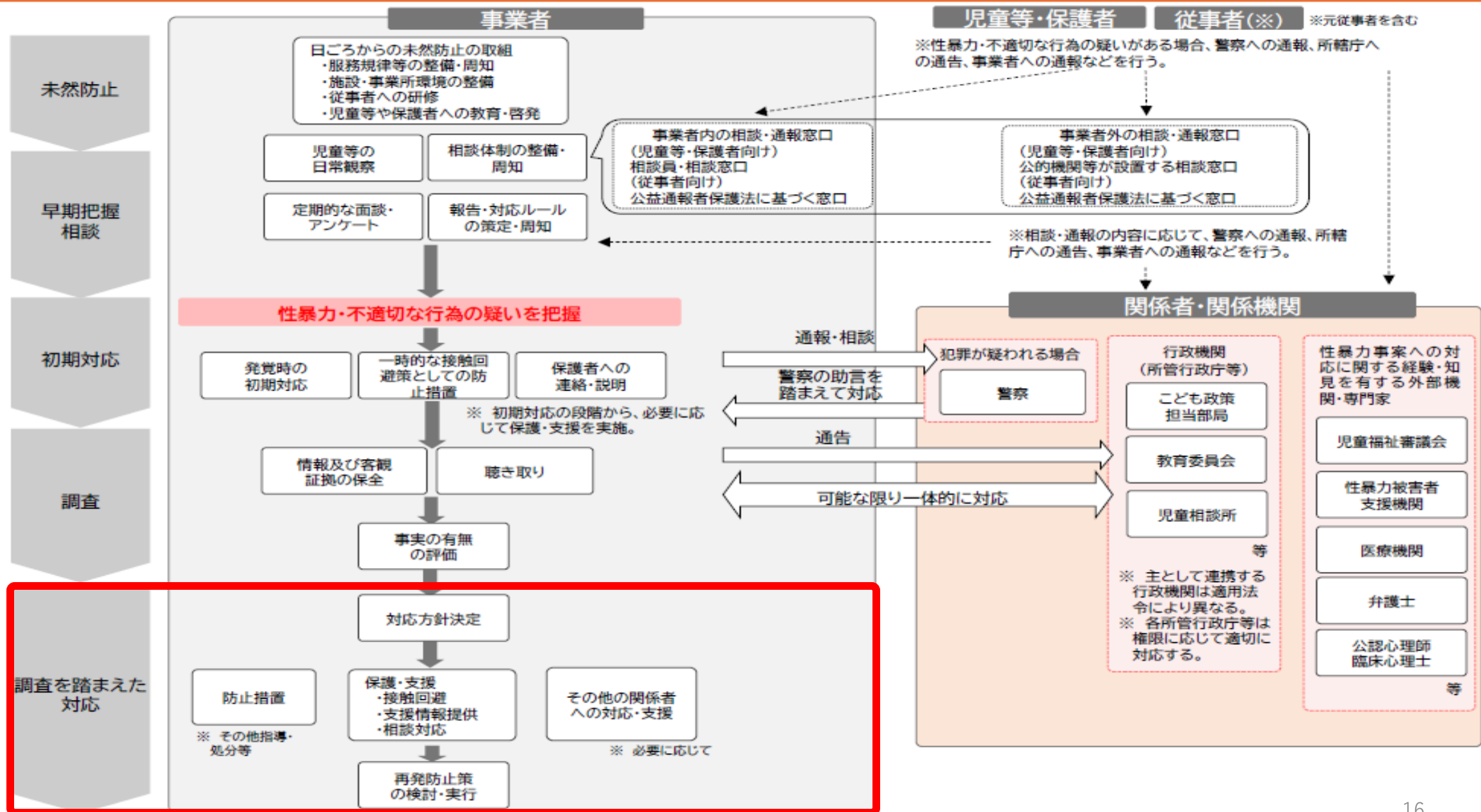


8. 児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置（調査）

<p>① 情報及び客観証拠の保全</p> <p>これらの証拠に接する者は可能な限り限定し、誰がいつ証拠の管理・閲覧等を行ったか記録する。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 児童等から被害を打ち明けられた際等に開示された情報に関する記録・ 防犯カメラ、写真・録音等の直接的な証拠・ SNSの投稿やメッセージアプリ、メールのやり取り・ サービス上の記録等（出退勤履歴、被害が生じた教室・部屋等の解錠・施錠の記録、鍵の管理状況等）・ 児童等への行動・行為の直接目撃情報の記録・ 児童対象性暴力等に使用された物や被害児童等の衣服等（洗浄しない）
<p>② 聴き取り</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 被害を受けたと思われる児童等及び加害が疑われる従事者の双方に（必要に応じて、保護者、他の従事者、目撃者等第三者にも）聴き取りを行い、適切に記録する。・ 児童等の負担や客観証拠の有無によっては、関係機関等と連携して実施。
<p>③ 事実の有無の評価</p>	<p>①②の情報を基として、児童対象性暴力等が行われたと合理的に認められるか否かを判断する。 （①②の内容に信用性・客観性が十分にあるか。関係機関とも連携。）</p>

こども性暴力防止法に基づく安全確保措置のフロー（全体像）

※こども性暴力防止法ガイドラインより



9. 児童対象性暴力等防止のための措置（調査を踏まえた対応）

<p>① 対応方針の決定</p>	<p>児童対象性暴力等があったと合理的に判断された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害従事者への指導・処分の内容 ・被害児童等への支援の具体的目標・対応策 <p>} を協議・決定する。</p>
<p>② 防止措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童対象性暴力等又は重大な「不適切な行為」があったと判断 ⇒原則、加害従事者を児童等と接する業務から外す。 ・「不適切な行為」（初回かつ比較的軽微）があったと判断 ⇒加害従事者に指導し、経過観察。繰返す場合、より厳格に処分。
<p>③ 保護・支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童等と加害従事者との接触の回避 ・事案内容に応じた支援機関（かならいん等）の情報提供 ・被害児童等及びその保護者からの相談への真摯な対応
<p>④ その他の関係者への対応・支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童等以外の児童等・保護者への対応（うわさ等の二次被害の防止、他に被害児童等がないか） ・直接・間接を問わず、事案対応を行う現場職員の精神的ケア
<p>⑤ 再発防止策の検討・実行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事案の背景要因や、組織・運営等の根本的な課題等を踏まえる ・個人の責任追及ではなく、客観的にどうすれば再発防止できるか議論 ・どう組織文化や体制を改善していくか再発防止策を検討

10. 各種ひな型・参考例

こども家庭庁ホームページに掲載されています。**法施行までに対応してください。**

周知資料	保護者向けひな型	性被害に関する相談先や、「不適切な行為」の範囲等について、事業者ごとに記入して活用してください。
	児童等向けひな型 (相談後のフロー)	被害時等に児童等が相談しやすくする対応フロー記載。児童等に相談先を周知する際に活用してください。
児童対象性暴力等 把握時	<ul style="list-style-type: none"> 報告ルールひな型 報告先連絡先ひな型 	従事者が児童対象性暴力等や「不適切な行為」の疑い等を把握した時の「報告ルール」のひな型。
	<ul style="list-style-type: none"> 対応ルールひな型 対応フローひな型 	従事者からの報告等により児童対象性暴力等の疑いを把握した後の「対応ルール」のひな型。
掲載場所 URL	https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/hinagata	
教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（横断指針）	未然防止措置～調査対応までの詳細。参考例を掲載。	
掲載場所 URL	https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshishin	